

# 市・府民税の申告ほか

## ■ 市・府民税の申告について

平成 27 年度の市・府民税の申告受付を行います。

郵送による提出も受け付けます。  
(市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

**受付日時**：2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く) 9:30～12:00、13:00～16:30

**受付会場**：市役所本庁 1 階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定などに申告が必要です。

## ■ 申告しなければならない人

平成 27 年 1 月 1 日現在、本市在住で次に該当する人 **(ただし、税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。)**

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 大工、左官などの日雇いで所得のあった人
- 生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人
- 家賃、地代などの所得があった人
- 給与所得者で①勤務先から給与支払報告書が提出されない人②給与以外の所得があった人③2カ所以上からの給与の支払いを受けていた人
- 公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書が届いた方で、平成 26 年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

## ■ お願い

市役所では、所得税確定申告の受付・相談は行っておりません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場)をご利用ください。ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁 1 階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

**問合せ** 税務課 市民税担当

☎ 958-1111  
内線 1520・1530・1580

## ■ 市・府民税のお知らせ

**【従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう!】**

事業主の方は、原則として従業員の個人住民税を給与から引き落とし、納入していただくこと(特別徴収)が法律により義務づけられています。南河内地域の市町村と大阪府は、適正かつ公平な課税・徴収に向け、連携して特別徴収制度を推進しています。

**問合せ** 税務課 市民税担当

☎ 958-1111  
内線 1520・1530・1580

## ■ 住宅ローン控除の延長・拡充

消費税率の引き上げに伴い、住宅ローン減税の拡充を図ります。所得税から控除しきれなかった額を下表の限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

※対象の方は所得税の確定申告をお願いします。

居住年	控除限度額
平成 26 年 1 月～3 月	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 9.75 万円)
平成 26 年 4 月 ～平成 29 年 12 月	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 13.65 万円)

## ■ ミニバイクなどの廃車や移転の手続きはお済みですか?

軽自動車税は、4月1日現在登録の所有者に課税されます。譲渡や解体、盗難などにより実際は所有していない場合でも、名義変更や廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その年度の軽自動車税がかかることとなります。必ず、3月末までに手続きをお済ませください。また、転出(転入)などにより定置場所を変更した場合には、住所変更の届出が必要です。

※盗難にあわれた場合は、警察署へ盗難届を提出した後に、市役所税務課にて廃車申告をしてください。

**問合せ** 税務課総務担当

☎ 958-1111  
内線 1570・1571

## ■ 償却資産の申告はお済みですか

償却資産(法人や個人が、事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品など)は、固定資産税の課税対象です。所有者は、資産の多少、移動の有無にかかわらず、毎年1月1日の資産状況を申告しなければなりません。平成 27 年 1 月 1 日現在、市内に償却資産を所有している法人および個人で、まだ申告書を提出していない場合は早急に申告書を提出してください。

**申告書提出期限** 2月2日(月)

申告書が届かない場合や、初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は、必ずご連絡ください。また、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。

※ eLTAX(電子申告)の利用も可能です。詳しくは、eLTAX ウェブサイトをご覧ください。

**問合せ** 税務課固定資産税担当

☎ 958-1111  
内線 1550・1551

## ■ 市税催告コールセンター開設

業務時間

- ①月曜日～金曜日
- ②第3日曜日③第2・3木曜日
- ①②9:00～17:30 ③9:00～20:00

※土曜、上記第3以外の日曜・祝日は業務を行いません。

**問合せ** 税務課納税相談担当

☎ 947-3619 (直通)

### 振り込み詐欺など不審電話にご注意

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のために ATM(現金自動預け払い機)の操作を求められることは一切ありません。

※不審な電話にご注意ください!